

諮問実施機関：熊本県教育委員会

諮問日：令和6年（2024年）4月23日（諮問第32号）

答申日：令和7年（2025年）4月30日（答申個第27号）

事案名：特定期間に特定クラスで実施された「心のアンケート」の不開示決定に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、特定期間に特定クラスで実施された「心のアンケート」について、令和5年（2023年）11月6日に行った不開示決定において不開示とした情報のうち、令和〇年度（〇〇〇〇年度）第2回心のアンケートにおける審査請求人の回答は開示すべきである。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和5年（2023年）9月26日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、以下の内容の自己を本人とする保有個人情報の開示請求を行った。

令和〇年（〇〇〇〇年）〇月から令和〇年（〇〇〇〇年）〇月分

① いじめアンケート（〇〇〇〇〇（クラス））すべて（以下「本件請求①」という。）

② いじめ対策委員会の議事録すべて（以下「本件請求②」という。）

③ ケース会議の議事録すべて（以下「本件請求③」という。）

④ 学校と教育委員会間の報告書などの書類すべて（以下「本件請求④」という。）

⑤ スクールカウンセラーと〇〇〇〇〇（審査請求人）との記録の報告書すべて（以下「本件請求⑤」という。）

- 2 令和5年（2023年）11月6日、実施機関は本件請求①に係る保有個人情報を含む行政文書として、令和〇年度（〇〇〇〇年度）第1回心のアンケート（以下「第1回アンケート」という。）、同年度第2回心のアンケート（以下「第2回アンケート」という。）及び同年度第3回心のアンケート（以下「第3回アンケート」という。）における〇〇〇〇〇（クラス）に在籍する生徒の各回答を特定したが、審査請求人以外の個人に関する情報が含まれているところ、審査請求人による記名がなく、審査請求人の保有個人情報を特定することができないため、法第

78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）の規定に該当することを理由に不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

同日、実施機関は、本件請求②ないし⑤に係る保有個人情報特定し、その一部を開示する部分開示決定を行い、審査請求人に通知した。

3 令和6年（2024年）2月8日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件処分を不服とする審査請求を行った。

4 令和6年（2024年）4月23日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消す、との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書、反論書等によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）において、「学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、（中略）調査により明らかになった事実関係（中略）について、いじめを受けた児童生徒、保護者に対して説明する。」としている。

法第78条第1項第2号は、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を不開示情報と規定するが、当該個人の「氏名」「電話番号」「生年月日」などを一部不開示にすれば足りる。

字形などで回答者が特定される可能性があると考えられる場合は、書き起こしを行うなどすれば開示できる。

（2）反論書

永田憲史氏の論説「いじめの重大事態の調査に係る被害児童生徒及び保護者に対する情報提供と個人情報保護条例についての考察」によれば、法第78条第1項第2号ただし書きイについて、「特定の関係者のみができる情報の場合にも、開示請求者がその特定の関係者に含まれている場合には、開示義務が生じる。情報提供義務を定める（いじめ防止対策推進）法28条2項

は、『法令の規定』に当たる。」審査請求人は、いじめ被害者であり、特定の関係者に含まれるため、法第78条第1項第2号が規定する不開示情報であっても、同号ただし書きイにより、審査請求人に対するいじめに関する情報は開示されるべきである。

また、同論説によれば、法第78条第1項第2号ただし書きロについて、『保護するため』とは、現実生命、健康、生活又は財産が侵害されている場合のみならず、それらの侵害の蓋然性が高い場合も含まれる。生命心身財産重大事態（いじめ防止対策推進）法28条1項1号）においては、いじめにより、被害児童生徒の生命、健康又は財産に重大な被害が生じており、さらに、それによって、被害児童生徒等の安全安心な生活が侵害されている。また、不登校重大事態（同）法28条1項2号）においては、いじめにより、被害児童生徒等の安全安心な生活が侵害されている。（中略）従って、いずれの重大事態においても、『人の生命、健康、生活又は財産を保護するため』の要件を満たす。」審査請求人に対するいじめは重大事態と認定されているため、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報であっても、同号ただし書きロにより、審査請求人に対するいじめに関する情報は開示されるべきである。

第2回アンケートについて、審査請求人は、同じクラスの生徒がいない別室で回答し、副担任に回収された。また、「いじめ調査報告」には、第2回アンケートにおける審査請求人の回答が引用されていることから、実施機関は第2回アンケートにおける審査請求人の回答を特定できているはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び説明聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書

本件請求①に係る保有個人情報を含む行政文書として、第1回アンケート（1学期、記名は任意）、第2回アンケート（2学期、無記名）及び第3回アンケート（3学期、記名は任意）における〇〇〇〇〇（クラス）に在籍する生徒の各回答を特定した。

心のアンケートは、いじめの実態把握や早期発見のために、審査請求人のクラス全員に対して行った。審査請求人以外の生徒が回答したものは、「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当する。心のアンケートの回答内容は、いじめの被害の有無やいじめの様態等について、各生徒が回答しているものであることから、各生徒のプライバシーに関する情報であり、特定の個人を識別することはできないとしても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、法第78条第1項第2号に該当すると判断した。

特定した心のアンケートの回答は、審査請求人の回答も含まれるが、いずれも

審査請求人による記名がなく、審査請求人の回答を特定できないことから、他の生徒と同様に法第78条第1項第2号に該当すると判断した。

「いじめの防止等のための基本的な方針」の根拠となるいじめ防止対策推進法第28条第2項は、被害生徒及び保護者に対し、重大事態の調査に係る情報を適切に提供する旨定めたものであり、当該調査は特定のいじめ被害案件を想定したものであると解される。心のアンケートは、審査請求人に対するいじめという特定案件について調査したものではなく、かつ、当該アンケート実施時点では審査請求人に対するいじめは重大事態と認定していないため、同条第1項に係る調査目的で実施されたものではない。さらに、そもそも同条第2項は、「当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供する」と定めているのであり、アンケート回答用紙そのものの開示義務を定めているものではない。

2 説明聴取

審査請求人が主張する「いじめ調査報告」の記載は、実施機関の引用の誤りである。実際には、当該記載は、第2回アンケートでの回答内容ではなく、後日行った面談での聞き取り内容だった。これは、当該記載の内容が、審査請求人のものと推測される第2回アンケートの回答には存在せず、面談の聞き取り用紙に存在することから、事実確認できた。

また、審査請求人以外の生徒のアンケート回答を開示すれば、今後の同様のアンケートにおいて、生徒が安心していじめを訴えられず、実施機関がいじめの実態把握ができなくなることにより、いじめ対策に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件処分において不開示とした根拠となる法の規定について

法第78条第1項第2号は、次の情報を不開示情報として規定している。

開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ (略)

2 本件処分の妥当性について

(1) 保有個人情報の特定について

ア 特定すべき保有個人情報について

実施機関が策定するいじめ防止基本方針等を見分したところ、心のアンケートは、いじめの早期発見を目的として、定期的に行われていることが確認された。すなわち、審査請求人に対するいじめという特定案件の調査を目的とするものではないと認められるため、それらの回答すべてが直ちに審査請求人の保有個人情報とはならない。

ところで、審査請求人は、筆跡により、審査請求人以外の回答者が特定されることを回避するため、実施機関が書き起こしたものを開示すべき旨主張する。しかし、法第76条第1項が規定する開示請求権は、自己を本人とする保有個人情報を対象としており、その範囲は実施機関が現実に保管、保存している文書に限られ、実施機関に書き起こして開示することを求めるものではないと解される。

したがって、本件請求①に係る保有個人情報としては、各アンケートの回答原本のうち、審査請求人本人の回答と、審査請求人以外の生徒が審査請求人について回答していることが明らかである部分を特定すべきである。

イ 第1回アンケート及び第3回アンケートの各回答について

実施機関が特定した行政文書を見分したところ、〇〇〇〇〇(クラス)において、第1回アンケートは生徒32名が回答し、審査請求人ではない生徒2名を除いて記名はなかった。また、第3回アンケートは生徒31名が回答し、いずれも記名はなかった。両アンケートにおいて、「あなたは(中略)いじめられたことがありますか」、「誰かがいじめられているのを見たり聞いたことがありますか」という各設問に対して、全員が「ない」に丸印を付けており、審査請求人に関することを含めて自筆による文章の回答は存在しないことが確認された。よって、当該情報のうち、本件請求①に係る保有個人情報としては、各アンケートの審査請求人本人の回答のみを特定すべきである。

しかしながら、いずれの回答も、審査請求人による記名や回答内容の差異がなく、自筆部分は複数の丸印や学年を表す数字等と限られていることから、審査請求人本人の各回答を特定することは不可能であると認められる。

したがって、保有個人情報を特定することはできないため、結論において不開示とした本件処分は妥当である。

ウ 第2回アンケートの回答について

実施機関が特定した行政文書を見分したところ、〇〇〇〇〇（クラス）において、生徒31名が回答し、審査請求人ではない生徒1名を除いて記名はなかった。すべての回答で、自筆による文章の回答が存在している。「あなたは（中略）いじめられたことがありますか」という設問に対して、「ある」に丸印を付けた生徒は3名だった。また、審査請求人以外の生徒2名の回答に、審査請求人について回答していることが明らかである部分の存在が確認された。

実施機関の説明によると、審査請求人による記名がないことから、本人の回答を明確に特定することはできないとのことだった。

しかしながら、審査請求書に添付された面談に係る聞き取り用紙を見分したところ、実施機関は、審査請求人が第2回アンケートで「いじめられたことがある」と回答したことを把握できていたことが確認された。「いじめられたことがある」と回答した生徒が少数であり、なおかつ筆跡による個人の特定の可能性があること、審査請求人が別室で回答したことを総合的に判断すると、審査請求人本人の回答を特定することが可能であると認められる。

したがって、当該情報のうち、本件請求①に係る保有個人情報としては、審査請求人本人の回答及び審査請求人以外の生徒が審査請求人について回答していることが明らかである部分を特定すべきである。

（2）特定した保有個人情報の不開示情報該当性について

ア 第2回アンケートに係る審査請求人本人の回答について

当該情報を見分したところ、法第78条第1項各号に掲げる不開示情報のいずれにも該当しないため、そのすべてを開示すべきである。

イ 第2回アンケートに係る審査請求人以外の生徒が審査請求人について回答していることが明らかである部分について

当該情報を見分したところ、各生徒が自筆により文章で回答していることが確認された。

審査請求人が〇〇〇〇〇（クラス）の生徒の筆跡対象文書を所持していなくとも、当該学校には筆跡対象文書が存在していると考えられるため、回答者が特定される可能性が高いと認められる。よって、当該情報は、法第78条第1項第2号に該当する。

このことについて、審査請求人は、第3の2（2）に記載のとおり、同号ただし書きイ及びロに該当する旨主張している。

しかしながら、審査請求人が引用する同論説においても、同号ただし書きイについて「『開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報』の範囲については、（いじめ防止対策推進）法28条2項（中略）に

より明示されているわけではない」、また、同号ただし書きロについても『開示することが必要であると認められる情報』の範囲については、ここでもまた、(いじめ防止対策推進)法28条2項(中略)から直ちに明らかというわけではない」としている。

第2回アンケートに係る審査請求人以外の生徒が審査請求人について回答している部分は、その筆跡により回答した生徒が誰であるかという情報を一体不可分に内包しているところ、そもそもいじめ防止対策推進法第28条第2項は、「当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する」と定めているため、心のアンケートの回答用紙そのものの開示義務を定めているものではないと解される。

したがって、当該情報は法第78条第1項第2号に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないことから、同号により不開示とした本件処分は妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和6年(2024年) 4月23日	・ 諮問(第32号)
令和6年(2024年) 12月25日	・ 審議
令和7年(2025年) 1月22日	・ 審査請求人による口頭意見陳述、審議
令和7年(2025年) 2月 5日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和7年(2025年) 2月26日	・ 審議
令和7年(2025年) 3月24日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会	長	大日方	信春
委	員	伊豆野	和代
委	員	鹿瀬島	正剛
委	員	齊藤	信子
委	員	関	智弘
委	員	竹本	正盛

(令和7年(2025年)3月31日まで)

前	会	長	馬場	啓
前	委	員	甲斐	郁子